

当分の間税率の廃止に伴い

## 特別徴収義務者交付金の交付率が変更となります

軽油引取税の税率は、当分の間税率（旧暫定税率）の廃止に伴い、令和8年4月1日から、**1リットル当たり15.0円**（令和8年3月31日までの税率は、1リットル当たり32.1円です）となります。

これに伴い、特別徴収に要した事務経費の一部を補うことを目的として、特別徴収義務者の皆様に対して交付している交付金について、次のとおり、交付率を改定します。

### 【考え方】

当分の間税率の廃止後も令和7年度と同水準の交付額とするためです。

### 【交付率】

区分	申告納入月（実績月）	交付率
改定前	令和8年3月（2月）まで	2.5%（1.5%）
<b>改定後</b>	<b>令和8年4月（3月）から</b>	<b>4.9%（2.94%）</b>

備考 交付率欄の（ ）は、期限後申告または期限後納入がある場合の交付率です。

### 【交付時期ごとの交付率】

交付時期	算定期間	当分の間税率の有無	交付率
令和8年5月	令和7年10月申告納入分から 令和8年3月申告納入分まで	あり	2.5%（1.5%）
令和8年11月	令和8年4月申告納入分から 令和8年9月申告納入分まで	なし (注1)	4.9%（2.94%） (注2)
令和9年5月	令和8年10月申告納入分から 令和9年3月申告納入分まで	なし	4.9%（2.94%）

(注1) 令和8年4月申告納入分の税率は、32.1円/ℓ（当分の間税率あり）です。

(注2) 令和8年3月31日までに申告をし、徴収猶予制度を利用して令和8年4月以降に納入した税額については、交付率を2.5%（1.5%）で計算します。

※ 改定後の交付率は、令和8年度申告納入分（令和8年4月～令和9年3月申告納入）に係るものとなります。令和9年度申告納入分以降の交付率は未定です。

※ 当分の間税率が、令和8年4月1日に廃止されなかった場合は、交付率の改定内容が変更となる可能性があります。